

行政処分後の改善状況等

名鉄西部交通北部株式会社江南営業所における平成29年6月30日付け中運自監第151号により行政処分等を受けた事項につきまして、下記のとおり改善の具体的措置を講じ実施いたしました。

なお、今後、事業運営にあたりましては、関係法令等を遵守し、輸送の安全と秩序の確立に専念し、再びこのようなことのないよう管理、徹底します。

記

違反の内容	講じた措置
<p>主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。</p>	<p>1 事故速報情報の共有及び通達指導の強化</p> <p>(1) 事故発生時に当該営業所から発信 (FAX) する「事故速報」について、管理者が点呼にて乗務員に対して事故の概要と注意点を指導し、乗務員は確認押印欄に押印する。</p> <p>(2) 運行に関する通達も事故速報と同様に取扱い、全乗務員に対して指導が行き渡る体制とした。</p> <p>2 「なぜなぜ分析」の実施による事故惹起者への指導監督の強化</p> <p>(1) 平成29年度より、従来の事故報告書の他に「なぜなぜ分析」を営業所長と当該乗務員で実施し、事故の真因を究明し、同種事故の再発防止や事故防止意識の高揚を図ることとした。</p> <p>(2) 今後は、なぜなぜ分析の結果を集合教育の教材として活用し、指導監督体制の強化を図る計画である。</p>
<p>乗務員に対する指導監督の記録を確実に実施していなかった。</p>	<p>1 乗務員指導記録簿の様式変更</p> <p>(1) 指導監督記録の実施を容易にするため、個人指導・集合教育とも指導記録簿の様式を見直した。</p> <p>(2) 今後は、関連規定を改定し、全社統一様式とする計画である。</p> <p>2 個人指導の記録を乗務員一人ひとりの専用ファイル (以下「個人指導ファイル」という。) を調製し保管する。</p> <p>(1) 事故惹起者指導、適性検査の結果及び特別な指導の記録 (初任・適齢・特定)、接遇モニター不可者指導、苦情指導など、支配人また営業所長が実施する全ての個人指導の記録を保管する。</p>

	<p>(2) 乗務員台帳と同様の管理を実施し、退職者についても3年間保管とする。</p> <p>(3) 今後は、他の営業所についても個人指導ファイルを導入する計画である。</p> <p>3 集合教育の記録作成の徹底</p> <p>(1) 次の事柄の記録は乗務員指導記録簿（集合教育用）を用いて作成する。</p> <p>ア 営業所で実施する班長会議</p> <p>イ 始業・終業点呼時に実施する集合教育の記録</p> <p>ウ 営業所で必要に応じて実施する事故防止勉強会などの集合教育の記録</p> <p>(2) 年間計画に基づく事故防止勉強会の記録作成の改善（計画事項）</p> <p>ア 乗務員指導記録簿（集合教育用）を鑑として、勉強会の概要と出席者状況（対象者〇名、出席者〇名、欠席者〇名、長欠者〇名）を記載する。</p> <p>イ 開催日別の出席者名簿を適宜様式にて作成する。</p> <p>ウ 営業所長は欠席者についても事後教育を実施し、その記録を残す。</p> <p>4 集合教育記録などの保管方法</p> <p>(1) 名鉄西部交通株式会社営業部が主幹する所長会議と事故防止会議の会議資料を年度別に専用ファイルにて保管する。</p> <p>(2) 前項3（1）の集合教育は集合教育記録ファイルに保管する。</p> <p>(3) 前項3（2）の記録は、当該営業所で作成し、集合教育記録ファイルに保管する。</p>
<p>特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。</p>	<p>1 適齢診断未実施者の解消</p> <p>適齢診断受診計画表及び適齢診断受診履歴表を作成して未実施者を洗出し、全対象者が受診した。</p> <p>2 今後の適齢診断受診体制について</p> <p>(1) 年度毎に適齢診断受診計画表を作成して受診対象者を明確にし、未実施者が発生しない体制を整えた。</p> <p>(2) 適齢診断受診計画表を正確に作成する台帳として、適齢診断受診履歴表に受診対象者の受診履歴を記録する体制を整えた。</p>

<p>国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。</p>	<ol style="list-style-type: none">1 特別な指導の未実施者の解消<ol style="list-style-type: none">(1) 適齢診断は受診するも特別な指導が未実施の者について、特別な指導（面接指導）を実施した。(2) 本年度に適齢診断を受診した者についても、受診後、速やかに診断結果に基づき特別な指導（面接指導）を実施した。2 今後の特別な指導の実施体制について 適齢診断受診計画表に特別な指導実施日（面接指導日）の記入欄を設け、適齢診断と同様に漏れなく実施する体制を整えた。3 特別な指導の記録について 特別な指導の記録は、乗務員指導記録簿（個人指導用）に記録し、適齢診断結果と共に前述の個人指導ファイルに保管することとした。
--	--